

平成 26 年度 国の予算編成に対する東京都の提案要求（平成 25 年 11 月）

提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・
環境省・防衛省
都所管局 知事本局・総務局・都市整備局・環境局・福祉保健局・建設局

（重点事項）

1 米軍基地の整理・縮小・返還の促進

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置をとること。(2) 多摩サービス補助施設及び赤坂プレスセンターについて、直ちに返還されるよう必要な措置をとること。 |
|--|

＜現状・課題＞

都内には、現在 8 ヲ所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

＜具体的要求内容＞

- (1) 都内に所在する米軍基地について、都民生活の安全を守り、地域のまちづくりを推進するため、整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置をとること。
- (2) 多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう必要な措置をとること。
- (3) 赤坂プレスセンターについては、直ちに返還されるよう必要な措置をとること。
- (4) 日米地位協定第 2 条第 3 項では、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する」と定められている。これを受けて、定期的に基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、検討に際しては、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。

（以上、知事本局→外務省・防衛省）

2 横田基地の軍民共用化の推進

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

＜現状・課題＞

都は、米軍基地の返還までの対策として、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進している。

首都圏では、羽田空港の D 滑走路等が供用開始されるなど、空港容量の拡大が図られているものの、近い将来には満杯になることが予測され、また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も控え、増大する航空需要への更なる対応が不可欠である。このような中、横田基地の軍民共用化は、

既存施設の有効活用により首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより日本経済の再生も含めて将来の国力の充実を図るものである。

横田基地の軍民共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討を行ってきたところであるが、定められた期限内に合意に至らず、現在も継続している。

また、昨年の日米首脳会談において、軍民共用化が取り上げられ、これを受けて、対応を検討するための政府関係省庁と都による局長級会議が開催されたが、その後進展をみていない。

しかしながら、横田基地の軍民共用化は、日米間の重要な懸案事項であることから、改めて日米協議を進め、早期の実現を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

横田基地の軍民共用化については、これまでの協議を踏まえ、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、日米協議に当たっての日本側の対処方針を取りまとめるとともに、着実に日米協議を進め、その早期実現を図ること。また、国道16号など、軍民共用化を進める上で必要となる周辺基盤整備を迅速に推進すること。

(以上、知事本局・都市整備局→内閣官房・外務省・国土交通省・防衛省)

3 横田空域及び管制業務の返還

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。
--

<現状・課題>

在日米軍が管理する横田空域は、一都八県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成20年9月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったところであるが、依然、民間航空機の運行の支障となっている。

例えば、西日本方面から羽田に到着する定期便は、横田空域を避け、房総半島（館山など）まで大きく迂回したルートを通るなど、飛行時間の増大や消費燃料、CO2 排出量の増加といった様々な影響が出ている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、今後、“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

<具体的要求内容>

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。（都市整備局→外務省・国土交通省・防衛省）

4 首都圏におけるビジネス航空受入れの推進

- (1) 平時は余裕のある横田基地の滑走路を活用してビジネス航空の受入れを早期に実現すること。
- (2) 現在実施中の羽田空港の国際線旅客ターミナルの拡張において、ビジネス航空専用動線の整備を着実に進めるとともに、羽田空港の更なる機能強化にあわせて、ビジネス航空の受入れ体制の強化を図ること。

<現状・課題>

ビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く利用されており、国際ビジネスにおいて、世界の都市間で熾烈な競争が行われている時代にあつて、東京ひいては我が国の国際競争力を強化するため、首都圏におけるビジネス航空の受入れを促進する必要がある。

都は、平成22年11月に「首都圏におけるビジネス航空の受入れ体制強化に向けた取組方針」を公表し、国土交通省に提案を行った。

国土交通省は、同年12月に委員会を発足させ、ビジネス航空の受入れ体制の充実にに向けた検討を進め、平成23年6月、中間報告を取りまとめた。この中で、成田空港における具体策は取りまとめられたが、羽田空港の専用動線確保や横田基地の活用など、都の提案が反映されていなかった。

平成23年12月には、羽田空港跡地の一部のエリアを含む地域が国際戦略総合特別区域に位置づけられ、この総合特別区域における規制の特例措置に係る国と地方の協議において、都はビジネス航空の使用手続簡略化を求めてきた。この結果、昨年7月、航空局は、「(羽田空港のビジネス航空に係る)専用動線の確保に向けて、別途関係者との間で、国際線ターミナルの拡張工事に間に合うよう調整を行いたい」と見解を示しており、今後、具体的な内容等について引き続き協議することとなっている。

<具体的要求内容>

- (1) 国の「ビジネスジェットの推進に関する委員会」において、横田基地の活用について検討するとともに、軍民共用化に関する日米協議を促進し、平時は余裕のある横田基地の滑走路を活用した利便性の高いビジネス航空の受入れ体制を早期に確保すること。
- (2) 現在実施中の羽田空港の国際線旅客ターミナルの拡張において、ビジネス航空の受入れに不可欠な専用動線の整備を着実に進めるとともに、羽田空港の更なる機能強化にあわせて、ビジネス航空受入れ体制の強化を図ること。

(以上、都市整備局・知事本局→内閣官房・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・防衛省)

(一般事項)

1 日米地位協定及びその運用の見直し

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全の確保に係る国内法令(条例を含む。)を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。
- (2) 施設及び区域の運用にあたっては、周辺住民の安全確保を優先し、細心の配慮と安全対策を徹底すること。
- (3) 米軍構成員等の規律の保持及び犯罪等の再発防止に努めること。

- (4) 災害時の被害を最小限に抑えるため、基地を広域輸送などの活動拠点として位置づけ、災害時に直ちに基地を有効に使用できるようにするとともに、資機材や人員における支援を受けられるよう、必要な措置を講ずること。
- (5) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、日本国内と同様の対策が実施できるよう調整すること。
- (6) 米軍から国へ返還された赤坂プレスセンターの一部土地については、既存施設の撤去など適切な措置を速やかに講じ、都に無償貸付すること。

<現状・課題>

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化しているにもかかわらず、締結後50年以上も見直されていない。社会状況に対応するよう協定を見直す必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の生活環境の保全及び安全を確保するため、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」などの国内法令を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。（環境局→外務省・環境省・防衛省）
- (2) 施設及び区域の運用にあたっては、周辺住民の安全確保を優先し、住民に不安を与えることのないよう、細心の配慮と安全対策を徹底すること。（知事本局→外務省・防衛省）
特に、米軍機の飛行について、特例法により適用除外とされている航空法第81条の規定（飛行時の最低安全高度）を適用するとともに、航空機の万全な整備点検、危険物の輸送管理、訓練時の安全対策の徹底を明記すること。（知事本局→外務省・防衛省）
- (3) 米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。
また、再発防止策の徹底を行うとともに、地元地方公共団体の意向も踏まえながら、引き続き、日米両国政府において更なる再発防止策を講ずること。（知事本局→外務省・防衛省）
- (4) 都の防災訓練に米軍が参加してきた実績及び東日本大震災において実証された災害時の米軍の有用性を踏まえて、基地を広域輸送などの活動拠点として位置づけ、災害時には基地を直ちに有効に使用できるようにするとともに、米軍が有する資機材や人員における支援を受けられるようにするなど、米軍との幅広い連繋が可能となる協定の締結等、米軍への支援の要請・受入れを円滑に行える実効性のある仕組みづくりのため、支援を行うこと。（知事本局・総務局→内閣府・外務省・防衛省）
- (5) 基地周辺の防疫対策に万全を期するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施設及び区域に適用する旨を、協定上、明記すること。（福祉保健局→外務省・厚生労働省）
- (6) 平成23年7月に米軍から国へ返還された赤坂プレスセンターの一部土地について、速やかに都が公園として整備できるよう既存施設の撤去など必要なすべての措置を講じ、都へ無償貸付すること。（建設局→財務省）

2 基地周辺の生活環境整備対策

- (1) 基地周辺の航空機騒音について、日米合同委員会の合意事項の厳守などにより、その軽減を図ること。
- (2) 基地周辺の生活環境整備対策を拡充すること。

<現状・課題>

都が実施している航空機騒音調査によると、横田飛行場及び厚木飛行場周辺において、環境基準を達成していない地域がある。

国は、基地の設置・運用により生じる障害の防止等のため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策を講じているが、基地周辺の生活環境整備や民生安定を図る上で十分とはいえない。

<具体的要求内容>

- (1) 「横田飛行場及び厚木飛行場周辺における航空機騒音の軽減措置」に関する日米合同委員会の合意事項の厳守を米軍に申し入れること。特に、22時から6時まで飛行訓練等を行わないことを徹底するとともに、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。また、土・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験時期等特別な日の飛行訓練等を極力行わないよう対策をとること。
- (2) 航空機の点検等に伴い発生する騒音について必要な防音措置をとること。
(以上、知事本局・環境局→環境省・防衛省)
- (3) 住宅防音工事について、対象区域・施設を拡大すること。また、新たに対象となった区域においては早急に全ての希望する世帯へ助成を行うこと。特に、第一種区域に係る指定値の見直しを図るとともに、区域の告示日以降に建設された住宅についても防音工事助成の対象とすること。(知事本局・環境局→財務省・環境省・防衛省)
- (4) 障害防止工事及び民生安定施設における防音助成の採択基準の見直しや補助対象の拡大等、基地周辺対策を充実強化するとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額等、基地周辺対策関係予算を拡充すること。(知事本局→財務省・環境省・防衛省)
- (5) 航空機の低騒音化技術開発及び低騒音機の使用を促進するよう、米軍に申し入れること。(知事本局・環境局→環境省・防衛省)
- (6) 基地が密集した市街地にあるため、基地周辺に航空機騒音による被害など様々な影響を与えることを考慮して、新しい交付金制度を検討すること。(知事本局→財務省・環境省・防衛省)

3 基地における環境対策の推進

基地における環境対策の推進を図ること。

<現状・課題>

米軍基地においては、これまでも燃料等の漏出事故が起きている(横田基地:平成19年に約1,480ガロンの燃料漏れ、平成5年に約18,000ガロンの燃料漏れ、平成11年～平成18年の間に90件の有害物質漏れなど)。こうした事故や汚染物質の排出は、周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があるため、具体的な情報提供や適切な環境対策を講じる必要がある。

あわせて、エネルギー使用量の多い横田基地にあつては、地球環境に配慮した対策を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地周辺の大気汚染などの防止を図るため、基地内に設置されている関連施設の設置概要や汚染物質等の排出状況について、具体的な情報の提供を行うこと及び環境対策の推進を図ること。（環境局→外務省・環境省・防衛省）
- (2) 基地内での燃料等の漏出を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うこと。

また、漏出事故発生の際は、米軍から提供された情報については、基地周辺自治体に速やかに情報提供を行うとともに、周辺住民の安全確保を優先し、適切な対策を講じること。

（知事本局→外務省・環境省・防衛省）

- (3) エネルギー使用量の多い横田基地にあつては、地球温暖化防止のため、ボイラーの燃料転換等の効果的な二酸化炭素排出削減対策を行うこと。（環境局→外務省・環境省・防衛省）

4 基地を抱える自治体への財政支援

基地を抱える自治体への財政措置を強化すること。

<現状・課題>

国は基地の所在する市町村に基地交付金及び調整交付金を交付しているが、予算措置等が十分でない。

また、再編交付金の交付にあたっては、助成対象とする事業について柔軟に取扱うなど、自治体の要望を十分に反映する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）は、対象資産に対する固定資産税相当額（対象資産価格に100分の1.4を乗じた額）が交付できるよう、また、調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）は、米軍資産に対する固定資産税相当額（対象資産価格に100分の1.4を乗じた額）及び地方税非課税相当額が交付できるよう、予算を増額すること。なお、地方税の代替措置という性格や基地対策という特殊性に鑑み、通常の補助金と同様な一律的な削減措置は行わないこと。
- (2) 基地交付金の対象資産を拡大すること。
- (3) 財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。（以上、総務局→総務省・財務省）
- (4) 新たに国有提供施設の資産が増えた場合（既に米軍が使用している場合を含む。）は、日米合同委員会における提供合意を早急に行うこと。（総務局→外務省・防衛省）
- (5) 「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金の交付にあたっては、周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための措置が的確に講ぜられるよう、周辺自治体の要望を十分に反映すること。また、再編交付金により、従来の基地周辺対策が後退することのないよう措置すること。（知事本局→防衛省）

5 米空母艦載機連続離着陸訓練の中止

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機の連続離着陸訓練を実施しないこと。(2) 厚木飛行場の米空母艦載機の移駐を早期に実現すること。 |
|--|

<現状・課題>

米空母艦載機の連続離着陸訓練（FCLP）は、航空機の騒音や事故への不安など、周辺住民の平穏で安全な生活を妨げている。

平成3年から、暫定措置として硫黄島で実施されているが、天候等の事情により実施できない場合、横田及び厚木飛行場を使用して実施する旨の通告を受けている。

横田においては、平成13年度以降行なわれていないが、厚木においては、昨年5月、5年ぶりに騒音の著しいジェット戦闘攻撃機を含む空母ジョージ・ワシントン艦載機のFCLPが行なわれ、昼夜を問わず激しい騒音が発生したため、町田市などの周辺住民から多くの苦情が寄せられた。

<具体的要求内容>

- (1) 航空機騒音や事故に対する住民の不安を解消するため、今後、横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機の連続離着陸訓練を実施しないこと。
- (2) 「再編実施のための日米のロードマップ」に位置づけられた空母艦載機の移駐が3年延期される見込みであるため、移駐の早期実現に向け、施設整備や訓練空域の調整などを着実に行うとともに、具体的なスケジュールや現在の進捗状況などについて、地元自治体へ情報提供すること。

(以上、知事本局→外務省・防衛省)

6 情報提供及び意見聴取

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 施設の新・増設など基地機能の大幅な変更の際には、あらかじめ地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。(2) 基地の管理及び運用に伴い、周辺住民に影響を与える事柄については、事前に地元自治体に情報提供を行うこと。 |
|--|

<現状・課題>

米軍基地の設置、管理及び運用については、周辺住民に大きな影響を与える可能性があるため、十分な情報提供等により、周辺住民や地元自治体の理解を得ることが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 施設の新・増設など基地機能の大幅な変更の際には、十分な情報の提供を行うとともに、事前に自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。
- (2) 基地の管理及び運用に伴い、周辺住民に影響を及ぼすような訓練や通常と異なる飛行の実施に関する情報は、事前に提供すること。
- (3) 日米合同委員会の合意事項については、速やかに公表すること。

(以上、知事本局→外務省・防衛省)